

平成二十二年四月十九日付け広島高速道路公社公告（広島高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更。以下「公告」という。）三三イ③及び三四イ②に基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によって公告する。

平成二十三年三月三十一日

広島高速道路公社理事長 高山 茂

一 広島高速一般向けマイレージ割引の弾力的な割引

公告三三イ①に定める表の基本ポイントの欄中「二ポイント」を「六ポイント」に変更する。

二 広島高速コーポレートカード割引の弾力的な割引

公告三四イ①に定める表の割引率の欄中「四％」を「九％」に、「七％」を「一二％」に、「一二％」を「一七％」に、「一八％」を「二三％」に変更する。

三 実施する期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで